

実戦実習生を留置管理業務補勤者として運用する場合の要件及び
留意事項について（通達）

宮本留第704号
令和5年9月20日

（概要）

当通達は、実戦実習生を一時的に看守業務及び護送業務の補勤者として勤務させるため、

- 運用する場合の要件
 - 運用に当たっての留意事項
- 等について定めている。

